

2020年度貸借対照表及び損益計算書

東京都新宿区西新宿8-17-1
 フコクしんらい生命保険株式会社
 代表取締役社長 櫻井 健司

2020年度(2021年3月31日現在)貸借対照表

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	159,753	保険契約準備金	1,606,230
現金	0	支払準備金	4,162
預貯金	159,753	責任準備金	1,601,759
有価証券	1,527,142	契約者配当準備金	308
国債	715,383	代理店借	122
地方債	280,612	再保険借	16
社債	527,517	その他の負債	7,125
株式	186	未払法人税等	240
その他の証券	3,443	未払金	24
貸付金	3,328	未払費用	743
保険約款貸付	3,328	預り金	18
有形固定資産	214	リース債務	5,989
建物	97	資産除去債務	32
その他の有形固定資産	117	仮受金	76
無形固定資産	6,829	退職給付引当金	0
ソフトウェア	1,428	価格変動準備金	10,723
リース資産	5,329	負債の部合計	1,624,219
その他の無形固定資産	71	(純資産の部)	
代理店貸	0	資本金	35,499
再保険貸	46	資本剰余金	25,499
その他の資産	6,041	資本準備金	25,499
未収金	1,833	利益剰余金	9,653
前払費用	562	その他利益剰余金	9,653
未収収益	3,348	繰越利益剰余金	9,653
預託金	281	株主資本合計	70,652
仮払金	15	その他の有価証券評価差額金	8,972
繰延税金資産	487	評価・換算差額等合計	8,972
貸倒引当金	△0	純資産の部合計	79,624
資産の部合計	1,703,844	負債及び純資産の部合計	1,703,844

(貸借対照表の注記)

1. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年11月16日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）に基づく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等に基づく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。なお、リース資産の残高はありません。
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）
定率法（ただし、建物（2016年3月31日以前に取得した附属設備、構築物を除く）については定額法）を採用しております。なお、有形固定資産のうち取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却を行っております。
3. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、個別に債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて引当を行っております。
4. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、会社都合退職による期末要支給額を退職給付債務として計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。
5. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。
6. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度に費用処理しております。
7. 初回保険料は、原則として、収納があり、保険契約上の責任が開始しているものについて、当該収納した金額により計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて、当該金額により計上しております。なお、収納した保険料のうち、期末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てており

ます。

8. 保険金等支払金（再保険料を除く）は、保険約款に基づく支払事由が発生し、当該約款に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額により計上しております。なお、保険業法第 117 条及び保険業法施行規則第 72 条に基づき、期末時点において支払義務が発生したもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないものの支払事由が既に発生したと認められるもののうち、それぞれ保険金等の支出として計上していないものについて、支払備金を積み立てております。
9. 期末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第 116 条第 1 項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書（保険業法第 4 条第 2 項第 4 号）に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。
責任準備金のうち保険料積立金については、次の方式により計算しております。
 - (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成 8 年大蔵省告示第 48 号）
 - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式なお、責任準備金の一部については、保険業法第 121 条第 1 項及び保険業法施行規則第 80 条に基づき、毎決算期において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第 116 条及び保険業法施行規則第 69 条第 1 項第 3 号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。
10. 無形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
 - (1) ソフトウェア
利用可能期間に基づく定額法によっております。
 - (2) リース資産
リース期間に基づく定額法によっております。
11. 個人保険・個人年金保険に設定した小区分（保険種類・資産運用方針等により設定）に対応した債券のうち、負債に応じたデュレーションのコントロールを図る目的で保有するものについて、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 21 号）に基づき、責任準備金対応債券に区分しております。
12. 保険業法第 118 条第 1 項に規定する特別勘定以外の勘定である一般勘定の資産運用は、生命保険事業の公共性や社会性を考慮して、流動性を確保しつつ安全かつ有利を基本原則としております。この方針に基づき具体的には、長期、安定的な収益を確保できるポートフォリオ構築を目指し、国債等債券を中心とした有価証券に投資しております。なお、主な金融商品である有価証券は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

資産運用リスクの管理にあたっては、資産運用リスク管理委員会が市場リスクや信用リスク等の状況を定期的に把握・管理しながら、資産運用部門への牽制機能を働かせることにより、基本原則を逸脱する過度なリスクを排除し、資産の安全性を確保しております。

主な金融資産及び金融負債に係る貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
現金及び預貯金	159,753	159,753	—
有価証券として取扱わない現金及び 預貯金	159,753	159,753	—
有価証券	1,527,142	1,662,592	135,449
満期保有目的の債券	519,718	606,577	86,859
責任準備金対応債券	718,265	766,856	48,590
その他有価証券	289,158	289,158	—
貸付金	3,328	3,328	△ 0
保険約款貸付	3,328	3,328	△ 0

- (1) 現金及び預貯金（「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づく有価証券として取扱うものを除く）
現金及び預貯金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 有価証券（預貯金のうち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）に基づく有価証券として取扱うものを含む）
- ・ 市場価格のある有価証券
3 月末日の市場価格等によっております。
 - ・ 市場価格のない有価証券
主に情報ベンダー、取引先金融機関から提示された価格等、合理的に算定された価格によっております。
- (3) 貸付金
保険約款貸付は、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けておらず、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。
なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

13. 貸付金のうち、破綻先債権額は 16 百万円であります。なお、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸付条件緩和債権額はありません。

破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

14. 有形固定資産の減価償却累計額は 364 百万円であります。
15. 関係会社に対する金銭債権の総額は 12 百万円、金銭債務の総額は 79 百万円であります。
16. 繰延税金資産の総額は 4,079 百万円、繰延税金負債の総額は 3,440 百万円であります。
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は 151 百万円であります。
繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、価格変動準備金 3,002 百万円及び保険契約準備金 756 百万円であります。
繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、その他有価証券の評価差額 3,433 百万円であります。
当年度における法定実効税率は 28.0%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率 32.6%との間の差異の主要な内訳は、住民税均等割 3.3%であります。
17. 契約者配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|---------|
| 当期首現在高 | 328 百万円 |
| 当期契約者配当金支払額 | 188 百万円 |
| 利息による増加等 | 0 百万円 |
| 契約者配当準備金繰入額 | 168 百万円 |
| 当期末現在高 | 308 百万円 |
18. 保険業法施行規則第 73 条第 3 項において準用する同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金（以下「出再支払備金」という。）の金額は 22 百万円であり、同規則第 71 条第 1 項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は 19 百万円であります。
19. 1 株当たりの純資産額は 89,859 円 18 銭であります。
20. 保険業法第 259 条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は 1,887 百万円であります。なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。
21. 退職給付に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。また、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。
- (2) 確定拠出制度
当社の確定拠出制度への要拠出額は、95 百万円であります。

2020年度 (2020年 4月 1日から
2021年 3月31日まで) 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金額
経常収益	257,393
保険料等収入	99,782
保険料収入	99,713
再保険収入	69
資産運用収益	23,154
利息及び配当金等収入	20,349
預貯金利息	0
有価証券利息・配当金	20,224
貸付金利息	124
有価証券売却益	2,805
貸倒引当金戻入	0
その他経常収益	134,456
年金特約取扱受入金	4
保険金据置受入金	881
責任準備金戻入	133,531
その他の経常収益	38
経常費用	256,128
保険金等支払	242,495
保険金	8,118
年金	200,770
給付	9,852
解約返戻金	23,394
その他の返戻金	225
再保険料	134
責任準備金等繰入	355
支払準備金繰入	355
契約者配当金積立利息繰入	0
資産運用費用	18
支払利息	18
事業経常費用	7,440
その他経常費用	5,817
保険金据置支払	895
税金	1,097
減価償却費	3,823
退職給付引当金繰入	0
その他の経常費用	0
経常利益	1,265
特別損失	306
固定資産等処分損	0
価格変動準備金繰入	306
契約者配当準備金繰入	168
税法引前当期純利益	790
法人税及び住民税	374
法人税等調整額	△ 116
法人税等調整額	257
当期純利益	533

(損益計算書の注記)

1. 関係会社との取引による収益の総額は30百万円、費用の総額は328百万円であります。
2. 有価証券売却益の主な内訳は、国債等債券2,780百万円、株式等24百万円であります。
3. 支払備金繰入額の計算上、差し引かれた出再支払備金繰入額の金額は20百万円、責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は0百万円であります。
4. 1株当たりの当期純利益は601円69銭であります。